

シリパ岬 (8月号)

8月

沢町駐在所

0135-23-2590

小型無人機等飛行禁止法が改正⇒規制強化!!

⚠️ ドローン等の飛行禁止エリアが、300mから「1,000mに拡大」 ⚠️

海上自衛隊余市基地分遣隊（防衛関係施設）から「1,000m」の周辺地域（※）でドローン等（重量100g未満のトイドローンも含みます。）を飛行させる場合には、48時間前までに北海道公安委員会（警察）等への事前通報が必要です（例えば、自宅の庭でおもちゃのドローンを飛行させる場合も、事前通報が必要です。）。

詳細については、警察庁のウェブサイトを確認するか、余市警察署（警備係）にお問合せください。

（※）沢町駐在所管内の対象地域

港町、富沢町7丁目の一部地域、富沢町8丁目～14丁目、梅川町の一部地域

違反行為には罰則あり

警察庁のウェブサイトへ



「事前通報OK！
これでシリパ岬も
撮影できるね！」

水難事故に注意

今年も海水浴が始まりました。

毎年水難事故が発生しており、以下の5点に気をつけてください。

- 1 指定された遊泳区域内で泳ぐ
- 2 子供から目を離さない
- 3 体調不良時や飲酒後は泳がない
- 4 釣りをするときは、必ず救命胴衣を着用する
- 5 水上オートバイで遊泳区域に入らない



※ 令和8年7月水難救助訓練(モイレ海水浴場)

生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます!!

※この図は「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用される道路、中央線などがない道路のことです。

令和8年9月1日
改正道路交通法施行令施行

60 km/h → 30 km/h

